

四国中央市議会政務活動費の交付に関する条例・施行規程・運用基準（素案） に係るタウンコメントの実施結果について

現在、四国中央市議会では政務活動費制度の導入について検討を行っております。

政務活動費制度は、議員活動の活性化を図るため、議員の調査研究その他の活動に資することを交付目的としており、使途の透明性と市民の皆様への説明責任を果たすよう、政務活動費を充てることができる経費の範囲については、条例で定めることとされています。

政務活動費を充てることができる経費の範囲については、昨今の政務活動費制度を取り巻く情勢を勘案した上で、当市にふさわしい政務活動費のあり方を調査研究した結果、市民の皆様への説明責任の明確化を目指し、疑義を生じかねないと考えられる政務活動費の使途や経費の按分については、経費の範囲から除外することとし、全国的に見ても厳格で透明性に特化した内容となっております。

つきましては、この条例や施行規程、運用基準の素案を公表し、素案に対するタウンコメントを行いましたので、その結果といただいたご意見に対する市議会の考え方を公表いたします。

なお、ご提出いただきましたご意見等は、趣旨を損なわないように要約・整理しております。

（１）意見募集期間

平成 27 年 12 月 14 日（月曜日）～平成 28 年 1 月 13 日（水曜日）

（２）意見提出件数

1 件（郵送による提出）

【ご意見等の概要】

議員がしっかりと勉強して、市民のために活動するために必要な経費であるのならば、もろ手を挙げて賛成する。

金額的にも、全国的に見ても小額となっており、これまでの議員定数の削減状況からも、月額 20,000 円という額は妥当なものと思われる。

しかし、各個人に一括交付することはいかかなものかと思われる。各会派に年 2 回に分けての交付が適当と考えるとともに、各個人に領収書や報告書の提出を義務付ける必要があると思われる。

また、議員定数を次の選挙で 26 名から 24 名に削減できれば、1 名分の議員報酬分を上乗せすることも考えてもよいと思われる。

【市議会の考え方】

当市議会の政務活動費制度の考え方にご理解をいただき、ありがとうございます。

ご意見をいただきました議員個人を交付対象とすることにつきましては、これまでもさまざまな議論を重ねてまいりましたが、政務活動費の用途について、最終的な説明責任の帰属は議員個人となることから、市民の皆様への説明責任の明確化を重視し、議員個人を交付対象としたものですので、ご理解いただければと存じます。

交付回数につきましては、年度当初の一括交付を前提としておりますが、年度途中においても適宜内部チェックや確認を行えるような体制の構築を検討しております。

頂戴しました貴重なご意見は、今後当市議会にふさわしい政務活動費制度のあり方を検討する参考とさせていただきます。まことにありがとうございます。